

部長及び参事官
殿
所 属 長

免許発第15号
平成31年1月21日
10年保存（口訓）
本 部 長

認知機能検査従事者講習の実施要領の制定について（通達乙）

認知機能検査従事者講習の実施要領については、別添「認知機能検査従事者講習の実施要領」のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

認知機能検査従事者講習の実施要領

第1 趣旨

この要領は、認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則（平成22年公安委員会規則第6号）第4条の規定に基づき、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第4条第2項第2号に規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習（以下「認知機能検査従事者講習」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 受講対象者

25歳以上の者であって、認知機能検査従事者講習の受講を希望するもの

第3 講師

警察庁が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修を終了した者

第4 認知機能検査従事者講習の内容等

1 講習項目等

講習項目、講習内容及び講習時間の基準は、別表の認知機能検査従事者講習カリキュラムのとおりとする。

2 講習方法

- (1) 講習項目「高齢者と認知症の実態及び基礎理論」については、視聴覚教材「認知症を知る：正しい理解のために」（警察庁運転免許課作成）により行うこと。
- (2) 講習項目「高齢運転者対策の概要」については、「高齢運転者対策の概要」（警察庁運転免許課作成）を参考に、当県の実情に応じて作成した資料を用いて、講義形式により行うこと。
- (3) 講習項目「認知機能検査の実施方法」については、次の基準により行うこと。

ア 講義形式により、認知機能検査の実施に当たっての心構え、認知機能検査の実施要領、認知機能検査の採点及び認知機能検査結果の通知について説明を行う（50分）。

イ 講師による認知機能検査の模範実施を行い、模範実施後、受講者からの質疑対応を行う（45分）。

ウ 受講者が二人一組になって、相互に認知機能検査の模擬実施を行う（70分）。

エ 模擬実施後の受講者からの質疑対応（15分）。

第5 留意事項

1 計画的な認知機能検査従事者講習の実施

年度ごとに認知機能検査従事者講習の実施計画を作成すること。

2 認知機能検査従事者講習の実施についての告示

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則第3条第1項に規定する認知機能検査従事者講習の実施に関し必要な事項の告示については、県公報に登載するなどして、当該講習についての周知を図ること。

別表（第4関係）

認知機能検査従事者講習カリキュラム

講習項目	講習内容	時間
高齢者と認知症の実態及び基礎理論	<ol style="list-style-type: none"> 1 認知症の実態及び認知症に関する基礎理論 2 認知症の症状及び対応方法 	90分
高齢運転者対策の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢運転者の交通事故情勢 2 認知機能検査の内容 3 認知機能検査の結果に基づく高齢者講習 4 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査又は診断書提出命令の実施 5 運転免許証の自主返納及び運転経歴証明書 6 運転適性相談 	60分
認知機能検査の実施方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 認知機能検査の実施方法 2 認知機能検査結果の採点方法 3 認知機能検査結果の伝達方法 4 認知機能検査の模擬実施（ロールプレイング） 	180分